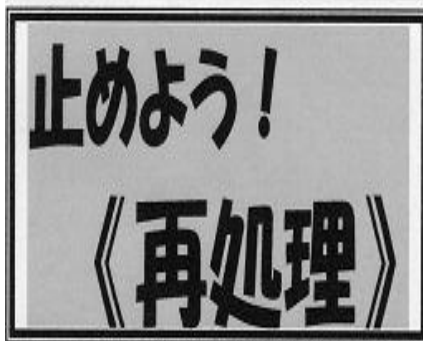


## 三陸の海を放射能から守る 岩手の会

郵便振替 02240-5-102650  
ホームページ《再処理／岩手の環境》  
<http://homepage3.nifty.com/gatayann/env.htm>  
《まった再処理分庫》  
[http://briefcase.yahoo.co.jp/k\\_imag](http://briefcase.yahoo.co.jp/k_imag)



## 《天恵の海》

2013(平成25)年  
7月13日  
第129号  
編集事務局 S.Oshida  
TEL・FAX 019-623-1636

## 環境法令改正 国民不在の法改正で あってはならない

「環境法関連個別法」のうち大気、水質、環境影響評価、南極についての4法案が今回の第183回国会で成立しました。中央環境審議会への諮問や自治体からの意見聴取、国民へのパブリックコメントも行われず、4改正法案が国会に提出され、マスコミ報道も不十分なまま、閉会間際に採択されました。改正法案では、これまで「適用除外」とされた「放射性物質」の監視権限について、他の汚染物質はこれまでどおり都道府県知事であるのに、「放射性物質」のみは環境大臣が行うことになり、住民への公表も環境大臣の権限となりました。

7月12日参議院議員会館で議員と市民による報告会が開催されます。

# 放射性物質汚染の牧草を 焼却して大丈夫なのか？ 市民団体が 質問書と要望書提出



宮古清掃センター焼却場

市民代表七人の要請行動に対応したのは、佐藤日出海産業振興部長はじめ四人でした。市側は、「二月中宮古清掃センターで試験焼却したが、放射性物質濃度と空間線量が、国の基準値を下回ったので、安全に処理出来る」と説明しました。しかし、市民側は「放射性物質汚染対処特別措置法による測定基準は科学的に安

宮古市は、同市小山田にある清掃センターで、放射性セシウムに汚染された牧草やほだ木の焼却を始めました。私たち『三陸の海を放射能から守る岩手の会』は宮古市内の『子どもに豊かな未来とふるさとを残す会』と話し合い、七月五日、宮古市役所を訪問し、山本正徳宮古市長に『放射性汚染物の焼却処理に関する質問書』と『要望書』を提出しました。提出にあたり、岩手県内外の市民団体に呼びかけたところ、三七市民団体が賛同を表明し連名しました。

## サイレンサー (消音器)

フィルターと煙突の間に入っていて、焼却炉の騒音が煙突を通じて外部へ出ないようにする装置です。あるメーカーの説明の写真では、使用後の消音器にはホコリがいっぱいついていました。

<http://diamond.jp/articles/-/26833>

DIAMOND on Line  
(下はその写真の模写)



全が証明されていない」とし、「バグフィルターで本当に放射性物質を除去出来るのか」「焼却灰はどの管理されるのか」などの具体的な疑問点を上げ、説明を求めました。

このため話し合いは三時間に及び、市側は検討の上「七月中に回答する」としました。

### 焼却処分は 一旦中止するべき

宮古市小山田の宮古清掃センターには宮古市や岩泉町、山田町、田野畑村の四市町村広域組合の管理する二基の焼却炉があります。(この他に瓦礫専用二基・県管理) この一般ゴミ焼却場で、放射性セシウムで汚染された牧草やほだ木を焼却することとなり、七月九日から開始されました。

しかしことは住民の命と健康に関わる重大な問題です。取り返しのつかない環境汚染を防ぐために一旦中止し再検討の必要があります。

### 放射性汚染物の焼却 処理に関する質問書

(前文を除く)

1、焼却処理場のバグフィルターで放射性物質が本当に除去できるのですか。高性能のバグフィルターでも○・五ミクロン以上の粒径を持つものまでしか除去できません。気体分子のサイズは○・○○○〜○・○○○〜○・○○○程度であり、○・○○○〜○・五ミクロンの粒径を持つ粒子は除去できないことになりました。問題ないのでしょうか。お答えください。資料の、バグフィルターと排気筒との間に

の写真をご覧ください。  
バッグフィルターで微粒子を除去できないことがわかりました。

2、バッグフィルターで除去できない〇・〇〇〜〇・五ミクロンの粒径を持つ微粒子は呼吸により肺の奥深くまで入り込む事がわかっています。また屋内にも入り込みやすいことが分かっています。

問題ないのでしょうか。  
東京都や神奈川の小学校で焼却場の稼働・停止にともない喘息の児童が増減した事例をどう判断されますか？

3、焼却場で生ずる放射性セシウムを含む焼却灰から、降雨によりその殆どがイオンとして溶け出すことが国の資料からわかっています。特に大雨時にはゼオライト・粘土などの層で吸着するいとまもなく処理水として溶け出します。現に県内の最終処分場から放射性セシウムが検出されています。処分場の水処理方式ではセシウムを除去できません。これでは放出先の河川や海が汚染されます。大丈夫ですか。

4、焼却場の従業員の被曝管理は大丈夫ですか。

二〇〇五年の原子炉等規制法改正によるクリア

ランス制度では放射性セシウムについて一〇〇ベクレル以上は、放射性物質扱いとし埋設などは行わないことになっています。焼却作業者は日常的に一〇〇ベクレル以上

以上の放射性セシウムを扱うこととなります。従業員の健康管理、日常的な被曝線量の評価記録などは厳重に行い、もし健康被害が出た場合の保障などの体制はできているのでしょうか

5、放射性物質は微量でも危険という、米国学アカデミーによる大規模疫学調査の集約結果が公表されています。宮古市民を余計な被曝にさらさない慎重さが求められるはずですが、この調査結果をどう判断されますか

6、放射性セシウムは特定臓器に濃縮し集中被曝することが指摘されています。また胎児・乳児など幼少者ほど影響を受けます。しかし「放射性汚染物でも放射能は減らない」という性質があり、燃やしてしまうと、むしろ、大気中に放射性のガスや煤塵を放出し、灰は高濃度の放射性物質となり、埋設の処分場では雨水によって流れ出し、最終的には海を汚すのではないかと疑問がどうしても拭きません。

1 ベルトとの関係の吟味

ご確認の上、ご使用をお願いいたします。ご見解があればお知らせください。  
**放射能汚染物の焼却処理に関する要望書**

宮古市民へ上記質問書  
の回答を公開し、説明会を開催した上で放射能汚染物の焼却を始めていただけませんか。それまで焼却処理を待つて頂きたくお願い申し上げます。  
市議会で審議され決定された事案について、失礼とは思いつつ、事の重大性を考え要望させていただきます。

### やっぱり、燃やすことは疑問

福島原発事故によって汚染された牧草やほだ木は臨時的に保管され、生産者は扱いに苦慮している現状にあります。しかし「放射性汚染物でも放射能は減らない」という性質があり、燃やしてしまうと、むしろ、大気中に放射性のガスや煤塵を放出し、灰は高濃度の放射性物質となり、埋設の処分場では雨水によって流れ出し、最終的には海を汚すのではないかと疑問がどうしても拭きません。

(宮古の一市民)

## 放射能から住民の命と健康を守れ 環境基本法体系の厳正な整備を 市民団体が政府に要請



環境省・規制庁担当者

五月三〇日、「岩手の会」や「豊かな三陸の海を守る会」など三六市民団体は、参議院議員会館において政府交渉を行い、内閣と原子力規制委員会宛に「放射性物質による環境汚染防止法体系の厳正整備の要請書」を提出しました。  
昨年六月、環境基本法第十三条が改定され、放射性物質による環境汚染について「適用除外」とする条文が削除され環境基本法による一元的規制への転換が始まりました。この基本法改正により、十二ある環境汚染防止個別法の「放射性物質除外」の条文は、環境を守る原則に立った厳しい規制基準、防護措置、住民への報知の制度などへ新たな条文として改正がなされるべきです。しかし今国会の終了時点で、国民には十分な周知がまま四つの「公害関連法案」が成立しました。私たちは政府に提出した「要請書」の立場から「改正法案」を厳しく見つめ住民の立場に立った改正を求めます。

で可決、参議院に付託中  
と説明しました。  
この重大法案について  
マスコミ報道やパブリックコメントがないまま、  
六月に国会で成立してしまつたことは国民不在のやり方です。

**原発再稼働よりも、  
厳しい「環境基準」を**  
担当者への質問により、  
最も肝心な『放射能環境基準』が落とされており、  
環境監視や排出規制が不十分な内容であることが  
わかりました。そこで「放射性物質濃度規制を厳正なものとし、違反の場合には厳しい罰則を設け、住民の命と暮らしを確実に守るものでなければならぬ」と主張しました。

**再処理工場の規制を  
例外扱いにするな**  
「要請書」の主な内容は  
①原子力施設の各所轄省庁の責任の所在を明らかにせよ。②環境基本法による一元的な放射性物質の安全規制が必要である。③再処理工場の廃液放出規制値は原発とは異なっておりほとんど野放し状態で許されない。④原発の濃度規制についても緩すぎて危険である、などです。これらについての政府側担当者の発言は、厳正な法的整備の認識は極めて薄い印象でした。

**自治体による  
監視の権限強化を!**  
市民からは「このままでは日本中放射能汚染が拡大する」「自治体の放射能汚染監視制度の強化が必要である」など意見が出されました。(尚)

### 国民の意見を聞け

要請書は原子力規制庁二人、環境省二人の担当者に手渡されました。政府側担当者は、大気汚染と水質汚濁防止法、環境影響評価法、南極環境保護について、改正法案を国会に提出し衆議院